

新型コロナウイルス感染症の影響により、 水道料金等の支払いが困難なお客様へ

令和2年4月17日に緊急事態宣言の対象が全国に拡大されました。

与那原町上下水道課では、新型コロナウイルス感染症の影響により、上水道料金と下水道使用料（以下 水道料金等）のお支払いが困難な事情があるお客様に対する、支払い期間の猶予などの相談をお受けします。

※「納付猶予」とは支払い金額を免除するものではありませんのでご了承ください。

受付時間

午前8時30分から午前11時、午後1時から午後5時まで

（土曜日、日曜日、祝日、慰霊の日を除きます）

ご相談連絡先

与那原町上下水道課 水道料金担当

与那原町字東浜85番地の1

電話番号：098-945-3017

F A X：098-945-8065